相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市平和通五丁目一番地一、最後の住所愛媛県松山市岩崎町二丁目三番五号
被相続人　亡　石﨑　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日
愛媛県松山市南堀端町五番地一
相続財産管理人　司法書士　浦田　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市夜須町細川五七〇番地、最後の住所高知県高知市長浜二五一番地海辺の杜ホスピタル　被相続人　亡　清遠　行玄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日
高知県高知市梅ノ辻九番三号一階
相続財産管理人　山岡成太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市三和町二六九九番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市三和町二番一一号　被相続人　亡　松中サチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十五日
鹿児島県鹿児島市大黒町四番二〇号
プレジールビル二〇一号いづろ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鑪野　孝清

任意清算公告

当法人は、平成二十九年二月二十八日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月十五日
東京都港区芝三丁目四三番一五号
社会保険労務士法人町田社会保険労務士事務所
社員　近藤　由香

相馬伊達太陽光発電所整備事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の公告

福島県環境影響評価条例第八条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を縦覧に供します。また、方法書の説明会を開催いたしますので、次のとおり公告します。

平成二十九年三月十五日
合同会社　相馬伊達太陽光発電所
代表社員　麦島　善光

一、事業者の氏名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
氏　名　合同会社　相馬伊達太陽光発電所
代表者　代表社員　麦島　善光
所在地　東京都千代田区九段南二丁目四番一六号　九段ＺＥＮビル七階

二、対象事業の名称、種類及び規模
名　称　相馬伊達太陽光発電所整備事業
種　類　工場又は事業場の用地の造成の事業
規　模　総面積　二三〇・四四ヘクタール
改変面積　一八三・六六ヘクタール
非改変面積　四六・七八ヘクタール

三、対象事業実施区域
福島県相馬市玉野字スゲカリ一番一三五　他

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県相馬市、伊達市、相馬郡飯舘村、宮城県伊具郡丸森町

五、方法書の縦覧の場所、期間及び時間
場　所　福島県庁生活環境部環境共生課、相馬市役所民生部生活環境課、相馬市玉野公民館、伊達市役所市民生活部生活環境課、飯舘村役場総務課
期　間　平成二十九年三月十五日（水）から平成二十九年四月十四日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
時　間　午前九時から午後五時まで

六、電子縦覧
縦覧期間中は左記のウェブサイトにて本方法書及び要約書を閲覧いただけます。
http://www.soumadatepv.com/

七、説明会の開催場所及び日時
開催場所　相馬市玉野公民館
日　時　平成二十九年四月二日（日）
午後二時から午後四時まで

八、意見書の提出
本方法書について環境の保全の見地から意見を有している方は、左記の記載事項を記入し書面にて、十の意見の提出先まで提出してください。
一　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

九、意見書の提出期限
平成二十九年四月二十八日（金）午後五時（郵送の場合は当日の消印有効）

十、問合せ先（意見書の提出先）
郵便番号一〇二―〇〇七四
東京都千代田区九段南二丁目四番一六号
九段ＺＥＮビル七階
合同会社　相馬伊達太陽光発電所
電話　〇三―三二二一―五六二一
（土曜日、日曜日、祝日を除き午前九時から午後五時まで）

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年３月15日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大成建設ハウジング株式会社　②国土交通大臣(3)7343　③代表取締役　平島信一　④東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　廃止した従たる事務所　千葉県八千代市保品1915番115　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　大成建設ハウジング株式会社　代表取締役　平島信一

①株式会社ドリームインキュベータ　②東京都知事(1)92144　③代表取締役　山川隆義　④東京都目黒区上目黒二丁目１番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　株式会社ドリームインキュベータ　代表取締役　山川隆義

①東海東京アセットマネジメント株式会社　②東京都知事(3)84886　③代表取締役　小原賢三　④東京都中央区新川一丁目17番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区新川一丁目17番21号　東海東京アセットマネジメント株式会社　代表取締役　小原賢三

①株式会社Ｓａｋｕｒａ　Ｏｆｆｉｃｅ　②愛知県知事(1)23203　③代表取締役　鷲見孝明　④名古屋市東区東桜２丁目12番25号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市東区東桜２丁目12番25号　株式会社Ｓａｋｕｒａ　Ｏｆｆｉｃｅ　代表取締役　鷲見孝明